

熊本県放課後児童クラブガイドライン（案）

1 事業目的

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや生活の指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的とする。

事業の実施に当たっては、各市町村が責任をもって推進を図るとともに、事業を推進していく上では保護者の参画を図る事も重要である。

2 対象児童及び入所要件

(1) 対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができる。

(2) 入所要件

- ①保護者が、労働や疾病の他、家族の介護、その他の事情により保育にあたれない場合（保護者以外の同居人がいる場合も同様の扱いとする）。
- ②その他、設置者（運営責任者）が必要と認める場合。

3 規模

- ①放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとし、40名を恒常的に超える場合は複数に分割することが望ましい。
- ②1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとする。

4 開所日・開所時間

開所日、開所時間については、原則、次の基準とし、児童の放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定する。

なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日から受け入れること。

(1) 開所日

- ①平日の放課後、土曜日、長期休業期間、学校休業日は開所する。
- ②日曜日、祝日、年末年始は休所とする。
- ③重大な災害や感染症が発生したときは休所とする。

(2) 開所時間

- ①平日は学校の終業時間から午後6時までとする。
- ②土曜日、土曜日、長期休業期間、学校休業日は8時間以上開所する。

5 施設・設備

子どもが安心してすごせる場を保障するために、衛生的で安全な生活の場にふさわしい専用の部屋又は間仕切り等で区切られた専用スペースを設けること。

また、障がいを持つ子どもの利用が可能ないようにバリアフリー化に努めること。

なお、基本的に必要と思われる施設及び設備（備品）等は以下のとおり。

施設	設備（備品）	留意事項
玄関	傘立、下駄箱等	
クラブ室	空調装置（冷暖房）、児童用ロッカー、座卓、本棚、カーテンやブラインド	・児童一人あたり概ね1.65㎡以上の面積の確保 ・適度な採光や通風に配慮 ・家具の転倒防止策、ガラスの飛散防止フィルムなど安全についての配慮
静養スペース	布団	・子どもの体調が悪いときに休めるスペースの確保
台所	換気設備、冷蔵庫、食器戸棚、湯沸かし器	
洗面所	タオル掛け	
トイレ	換気設備	
事務スペース	電話、事務机、椅子、指導員用ロッカー	
その他	掃除機、救急箱、時計、消火器、防犯ブザー	

6 利用料

（1）保育料

放課後児童クラブの利用にあたり、設置者（運営責任者）は、保育料を徴収すること。ただし、保育料の納入義務者に特別な事情があり、保育料の納入ができないときは、その一部または全部を免除することができる。

（2）おやつ・昼食代

おやつ、昼食等個人が直接消費するものに要する費用は、保育料とは別に個人負担を原則として徴収することができる。

（3）適正な執行管理

料金の徴収、管理及び執行は適正な管理者のもと最善の注意を払ったうえで、定期的な検査や決算報告など必要な会計ルールを定め、適正で開かれた執行を行うこと。

7 職員体制

児童の安全面の配慮や事業の円滑な運営のため、常時複数の指導員を配置することが望ましい。なお、指導員は、保育内容の維持の向上、児童の情緒面等への配慮から、児童と安定的に継続的な関わりが持てるよう配置することが望ましい。

指導員は、原則として児童数30名までは2名以上、40人までは3名以上を配置し、その中に常勤の専任指導員が含まれていることが望ましい。

8 放課後児童指導員に関すること

(1) 資格

常勤及び専任の指導員については、以下のいずれかの資格を有する者が望ましい。

- ①保育士
- ②幼稚園・小・中・高等学校教諭
- ③臨床心理士、児童指導員、母子指導員等

(2) 留意事項

- ①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- ②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③保護者との対応・信頼関係の構築
- ④個人情報への慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤放課後児童指導員としての資質の向上
- ⑥事業の公共性の維持

(3) 活動内容

- ①子どもの健康管理、安全の確保、情緒の安定を図ること
(出欠の管理、防災対策・不審者対策、安全指導及び避難訓練の実施、施設・設備などの環境整備、衛生管理等)
- ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
(保育日誌の作成、保育計画の作成・評価等)
- ③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと(保育日誌の作成、保育計画の作成・評価等)
- ④基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること(保育日誌の作成、保育計画の作成・評価等)
- ⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと
(保護者の連絡先の把握、保育日誌の作成、おたよりや連絡帳など保護者への保育報告、保護者懇談会の開催等)
- ⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用し

ながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること
(保護者、学校、地域、行政との連絡・連携)

⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと

(4) 労働条件

設置者(運営責任者)は、労働基準法その他法令に定めるところにより、指導員の労働条件や服務規律その他就業に関する規則を定め、各指導員と個別に雇用契約を結ぶこと。

(5) 研修

①設置者(運営責任者)は指導員の資質の向上のために研修を実施する。

②設置者(運営責任者)は、県、市町村、大学などが実施する放課後児童クラブに関連する研修会に指導員が参加する機会を確保する。

③指導員は専門性を高めるため自主研修を行い、自己研鑽に努める。

④研修内容は児童に関する専門的なことや、各指導員の日常業務の中での課題解決につながるような内容とする。

9 保護者との連携

(1) 保護者は、指導員と連携するとともに、主体的・積極的に事業に参画することができるよう、保護者会の設置に努める。

(2) 設置者(運営責任者)は、保護者自身が互いに協力して、子どもたちの生活が支援できるよう、保護者会等の活動について積極的に支援するとともに、クラブの運営を保護者と連携して進める。

10 学校との連携

(1) 学校との連携を積極的に図ること。なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報保護や秘密の保持に十分配慮を行うこと。

(2) 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図ること。また、放課後子ども教室との連携を図ること。

11 関係機関・地域との連携

(1) 保育所・幼稚園と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。

(2) 子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るよう努めること。

(3) ボランティアの募集・受入を積極的に行うよう努めること。

(4) 地域の行事に参加するなど、指導員と保護者が協働して、地域住民、近隣住民との関係づくりに努めること。

1 2 安全対策

(1) 事故やケガの防止と対応

- ①あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。
- ②誰かに損害を与えた場合や児童本人のけがによる通院などに対処するため、必ず保険に加入すること。

(2) 衛生管理

日頃から、食中毒や感染症等の予防に努めるとともに、あらかじめ、発生時の対応について、放課後児童クラブとしての対応策を作成すること。

(3) 防災・防犯対策

防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施すること。

(4) 来所・帰宅時の安全確保

あらかじめ、来所・帰宅時の安全確保のためのチェックリスト等を作成し、地域の関係機関・団体等と連携した見守り活動の実施等について取り組むこと。

1 3 特に配慮を必要とする児童への対応

(1) 障がいのある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は可能な限り受入れに努めること。

(2) 受入れに当たっては、以下のことに留意すること。

- ①施設・設備への配慮
- ②障がいの内容や児童の状況に応じた職員の配置
- ③専門性の向上を目的とした研修の実施及び受講

1 4 利用者への情報提供

(1) 設置者（運営責任者）は、放課後児童クラブの利用の募集に当たって、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ること

(2) 放課後児童クラブの運営の状況について、保護者や地域等に積極的に情報提供を行い、保護者等との信頼関係を構築すること。

1 5 要望・苦情への対応

(1) 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること

(2) 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること

1 6 その他

市町村は、放課後児童クラブが、第二種社会福祉事業であることに鑑み、事業の質の低下を招くことがないよう留意すること。